

別表 1（第 3 条第 1 項第 1 号関係）

試験機器等設備使用料

7 北見農業試験場

名称	使用料	
	1 台 1 時間以内の使用 にかかる使用料の額	1 時間を超える使用の ときのその超える使用 に係る 1 台 1 時間ごと の使用料の額
(1) 蛍光 X 線元素分析装置一式	6,800円	1,850円
(2) 分光光度計	2,630円	150円
(3) 原子吸光光度計	2,800円	330円
(4) ハロゲン水分計一式	2,580円	100円
(5) グルトマチックシステム	3,010円	530円
(6) アグトロロン測定機	2,850円	380円